

処分や行政指導に新しいルールが加わりました。 (行政手続法、久喜市行政手続条例の改正)

久喜市の機関や職員は、行政運営において公正の確保と透明性の向上を図るため、行政手続法や久喜市行政手続条例(以下「行政手続条例」といいます。)が定める手続に従って、行政処分(処分)や行政指導をしています。

平成27年4月1日から行政手続法、行政手続条例が改正され、新しいルールが加わりました。

ポイント1

許認可権限等があることを示して行政指導をする 場合の明示事項(行政手続条例第33条第2項関係)

市の機関(市長や教育委員会など)が行政指導をする際に、許可を取り消すとか、申請を不許可にするなどと示す場合は、その相手方に対して、取消しや不許可等の根拠となる法令等の条項や理由等を示さなければなりません。これにより、行政指導の手続の透明性が高まり、不適切な行政指導を防止するとともに、行政指導の相手方の権利利益がより保護されるようになります。

行政指導に際して相手方に示す事項に、新たに④～⑥が追加されました。

- ①行政指導の趣旨
- ②行政指導の内容
- ③行政指導の責任者

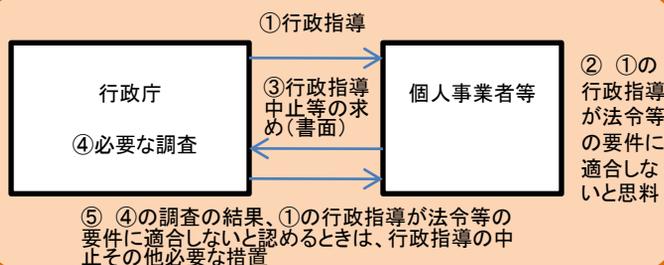
許認可などをする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を相手方に示すとき

- ①行政指導の趣旨
- ②行政指導の内容
- ③行政指導の責任者
- ④当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- ⑤ ④の条項に規定する要件
- ⑥当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

ポイント2

行政指導の中止等の求め (行政手続条例第34条の2関係)

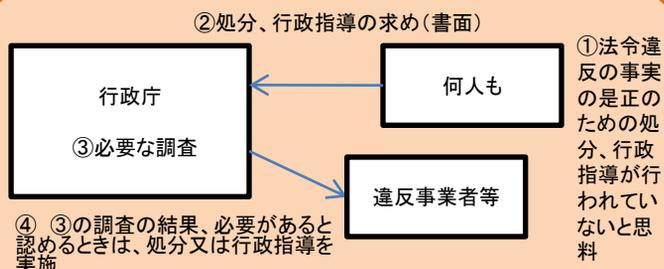
行政指導がその要件を定めた法律、条例等の規定に適合しないと考えられる場合、行政指導の相手方は、当該行政指導をした市の機関に対し、申出書を提出して、その行政指導の中止やその他必要な措置をとることを求めることができます。申出書が提出された場合は、行政指導をした市の機関は必要な調査を行い、結果に基づき中止等の必要な措置をとらなければなりません。



ポイント3

処分等の求め(行政手続法第36条の3及び 行政手続条例第34条の3関係)

法令等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導(法律、条例等に根拠のある行政指導に限ります。)がされていないと思うときは、誰でも、その権限を有する市の行政庁又は市の機関に対して、申出書を提出して必要な調査を行い、その是正のための処分又は行政指導を行うことを求めることができます。



改正内容Q & A

Q1

どのような場合に「処分等の求め」をすることができますか。

A1

具体的な法令違反の事実を発見し、その法令違反の是正のために必要な処分や行政指導がされていないと考える場合に、行政機関がその処分や行政指導を行うことを求めることができます。なお、求めることのできる行政指導は法律、条例等に基づき行われるものに限りです。

Q2

「処分等の求め」をする者に制限はありますか。また、具体的にどのような手続が必要ですか。

A2

制限はありません。誰からでも申出できます。
また、申出に当たっては、申出人の氏名・住所や法令違反の内容、求める処分や行政指導の根拠となる法令の条項、その処分や行政指導が必要と考える理由などを記載した申出書を行政機関に提出する必要があります。申出書の書式は問いませんが、申出書の記載事項は市による調査の前提となるものですので、なぜその処分や行政指導が必要かを合理的な根拠をもって具体的に申出書に記載する必要があります。

Q3

「処分等の求め」や「行政指導の中止等の求め」は、具体的にどこに対して申出をすればよいですか。

A3

「処分等の求め」は、求める処分や行政指導を行う権限を有する行政機関に対して行います。「行政指導の中止等の求め」は、当該行政指導をした行政機関に対して行います。どこに申出をすればよいか分からないときは、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

○行政指導の中止等の求め、処分等の求めを行いたい場合

各行政指導、処分等を所管する各課までお問い合わせください。

○久喜市行政手続条例について、又は、所管課がわからない場合

久喜市総務部庶務課 庶務・文書法規係(本庁舎4階)

電話:0480-22-1111 FAX:0480-22-3319 E-mail:shomu@city.kuki.lg.jp